

## 合併処理浄化槽 設置のお願い

河川の水質汚染の主な原因は台所やお風呂などの雑排水だと言われています。合併処理浄化槽は単独処理浄化槽に比べ河川に与える影響が約8分の1と言われています。現在、村全世帯の約半数が合併処理浄化槽となり、徐々に河川環境が改善されてきています。

村では、平成15年度から合併処理浄化槽市町村設置型事業を展開し、設置基準額の一割を負担していただき浄化槽を設置しています。

なお、村で設置する浄化槽は家庭から出る水の汚れを95%以上除去（構造基準90%以上）する高性能なものを設置しています。

平成23年度からは、浄化槽設置に際し配管敷設経費のうち最大20万円、汲み取り便槽、単独処理浄化槽など既存の浄化槽を撤去する経費のうち最大10万円を補助する事業が始まりました。ぜひこの機会に合併処理浄化槽へ転換し、河川の水質改善を図り、快適な生活環境をつくる取り組みにご協力をお願いします。

詳しくは保健衛生課までお問合せください。

☎82-1777

## 子ども・子育て支援に 関するアンケート調査 にご協力ください！！

東秩父村では、国による子ども・子育て支援法に基づき、新たな子ども・子育て支援の制度として「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に給付・事業を実施することとなりました。

計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため、小学生までのお子さんがある世帯にアンケート調査のご協力をお願いしております。

調査は無記名であり、回答は統計的に処理しますので、ご回答いただく保護者やそのお子さんにご迷惑をおかけすることはありません。

該当の世帯へは民生委員より随時調査書を配布しておりますので、調査の趣旨についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

問合せ：住民福祉課保育担当

☎82-1221



## ～11月は、児童虐待防止推進月間です～ 『さしのべた その手がこどもの命綱』

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定められており、本村でも要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、平成17年度に東秩父村要保護児童対策地域協議会を設置し、この問題に対応しています。児童虐待に関する相談や通告は、住民福祉課（☎82-1221）または、児童相談所「全国共通ダイヤル」（児童相談所につながります）へお寄せください。

さしのべた その手がこどもの命綱



虐待を受けたと思われる  
子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに  
悩んだら。

子育てに悩む  
親がいたら。

連絡は匿名で行うことが可能です。また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。